

政令番号359 n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成27年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道						2.8E+1	28.0	28.0
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	1.0E+0			1.0		1.2E+1	12.0	13.0
8	茨城県								
9	栃木県						5.9E+1	59.0	59.0
10	群馬県								
11	埼玉県	2.0E-1			0.2		3.7E+2	371.0	371.2
12	千葉県						9.6E+1	96.0	96.0
13	東京都								
14	神奈川県						4.6E+2	456.6	456.6
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県						2.2E+1	22.0	22.0
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県						3.8E+1	38.0	38.0
24	三重県						3.7E+2	370.0	370.0
25	滋賀県	1.6E+1			16.0				16.0
26	京都府								
27	大阪府	8.0E+0			8.0		1.8E+2	180.0	188.0
28	兵庫県	2.5E+2			250.0		1.0E+2	102.0	352.0
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	1.8E+1			18.0		2.1E+1	21.0	39.0
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		2.9E+2			293.2		1.8E+3	1,755.6	2,048.8

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。